

文教児童委員会資料
平成30年1月25日・26日
教育委員会事務局
学校配置調整担当課長

小中一貫教育に関する検討会 中間のまとめについて

1 小中一貫教育に関する検討会について

板橋区教育委員会では、区立中学校の校区ごとに23のエリアに分け「学びのエリア」とし、保育園・幼稚園、小学校・中学校における保幼小中連携教育を充実させ、就学前教育と小・中学校教育の接続・連携を強化してきた。

また、平成28年4月1日に「学校教育法等の一部を改正する法律」が施行され、小中一貫教育に関する法制度が整えられた。

こうした背景を踏まえ、板橋区における小中一貫教育(校)の導入について、平成28年度から検討を開始した。

平成28年度においては、教育委員会事務局の各課長及び小・中学校校長を交えた「小中一貫教育に関する検討会」を設置し、検討内容を平成29年3月に「平成28年度 小中一貫教育に関する検討会 庁内検討報告書」としてまとめた。

平成29年度においては、検討組織をさらに拡充させた第二次「小中一貫教育に関する検討会」として発展させ、教育委員会事務局のみならず、学識経験者や地域関係者、学校関係者も交えて、より具体的な検討へと進めてきた。

このたび、検討会における検討内容を「中間のまとめ」として取りまとめたので、別添のとおり報告する。

2 今後のスケジュール（予定）

- 平成30年1月 文教児童委員会報告
- 1月 パブリックコメント実施
- 3月 第6回小中一貫教育に関する検討会開催
- 4月 庁議（経営戦略会議）最終案報告
- 4月 文教児童委員会報告

平成29年度 小中一貫教育に関する検討会
検討報告書 中間のまとめ（平成29年12月）
【概要版】

第1章 板橋区における保幼小中連携教育

●「学びのエリア」とは

板橋区では平成22年度から、全ての区立幼稚園・小学校を区立中学校区ごとに23のエリアに分け、幼稚園・小学校・中学校の連携を強化することとした。また、従来からの幼小中連携教育から保育所を加えた、保幼小中連携教育として推進していくこととし、その際、近隣の公私立保育所・幼稚園とも連携を進め、就学前教育と小学校教育の接続を具体化している。

平成23年度からは、各エリアの特色等に応じて23のエリアごとに、「学びのエリア」としてエリア名を付け、より一層の連携を図っている。

板橋区では、今まで進めてきた学びのエリアにおける小中連携教育の取組の蓄積を踏まえながら、さらに内容を充実・発展させ、学びのエリアを核とした「保幼小接続・小中一貫教育」へとつなげていく。

●学びのエリアにおけるこれまでの取組と成果

板橋区では、学びのエリアごとに「学びのエリア別保幼小中連携研修」を年2回実施している。学びのエリア内の小・中学校が互いの授業を参観し、授業参観後には「板橋区授業スタンダードの徹底」など、特定のテーマを決めて協議を行っている。

現在では、近隣保育園・幼稚園との交流活動、中学生による部活動指導、中学校での体験授業など児童・生徒の交流に加え、小・中学校教員によるTT（ティーム・ティーチング）授業や中学校教員の出前授業など、教員の交流も多く取り組まれるようになってきている。

第2章 板橋区が進める小中一貫教育

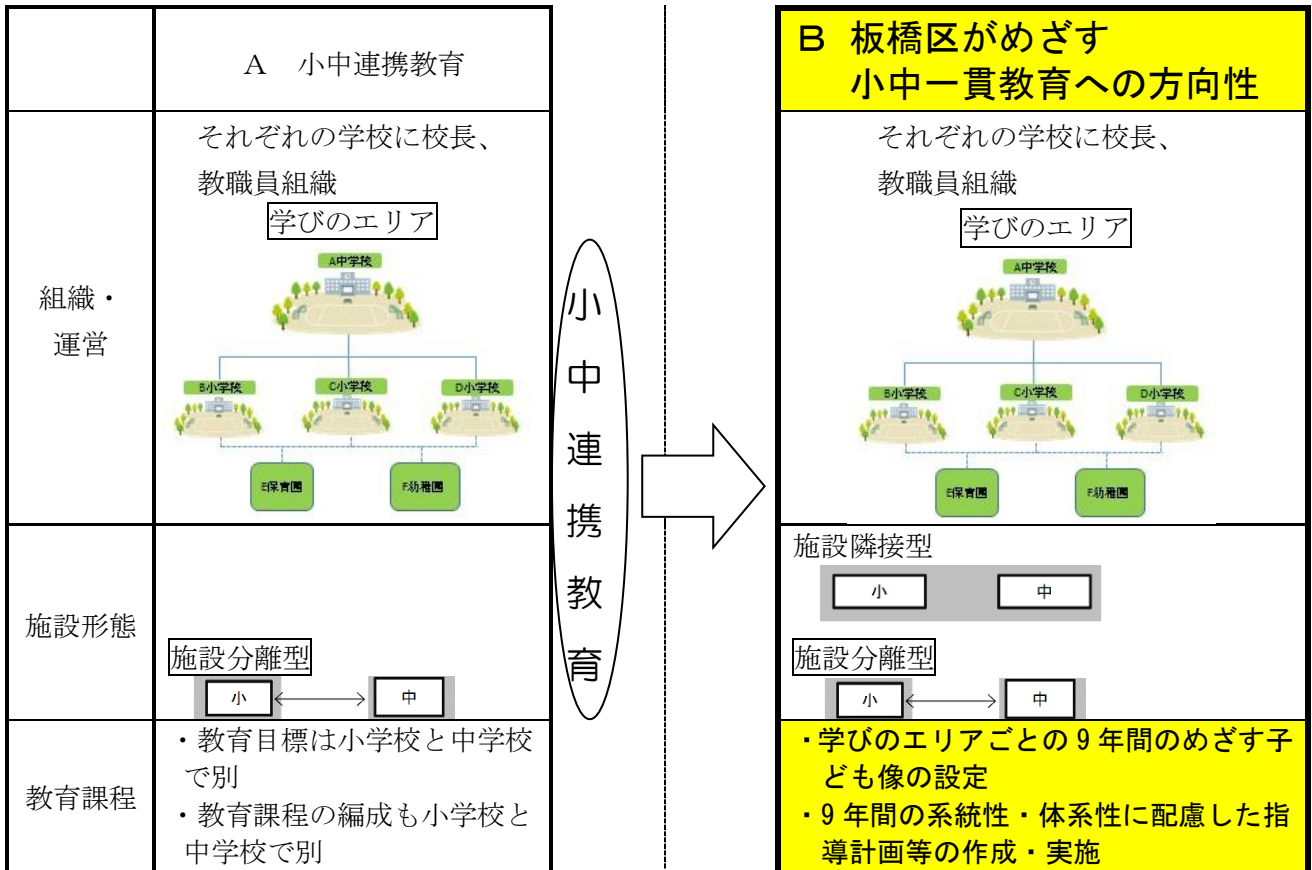
平成28年3月に板橋区教育委員会で策定した「板橋区教育ビジョン2025」では、重点施策5として「保幼小中のつながりある教育の実現」を掲げ、「保幼小中連携教育を推進させていくことで、教育内容や学習活動等について、量的・質的に充実させつつ、学校段階間における学校不適應の問題についても改善を図ります」とした。

●板橋区における小中一貫教育の目的

- 小学校と中学校が共に義務教育の一環を形成する学校として、互いに理解・協力し、責任を共有して教育効果を高める。
- 小・中学校の教職員が義務教育9年間の全体像を把握し、系統性・連続性に配慮した教育活動に取り組む。

小学校と中学校の教員が互いに協力・連携を深めることにより、今まで以上に教育の質を向上させ、義務教育の効果を高めていく。

●板橋区がめざす小中一貫教育への方向性



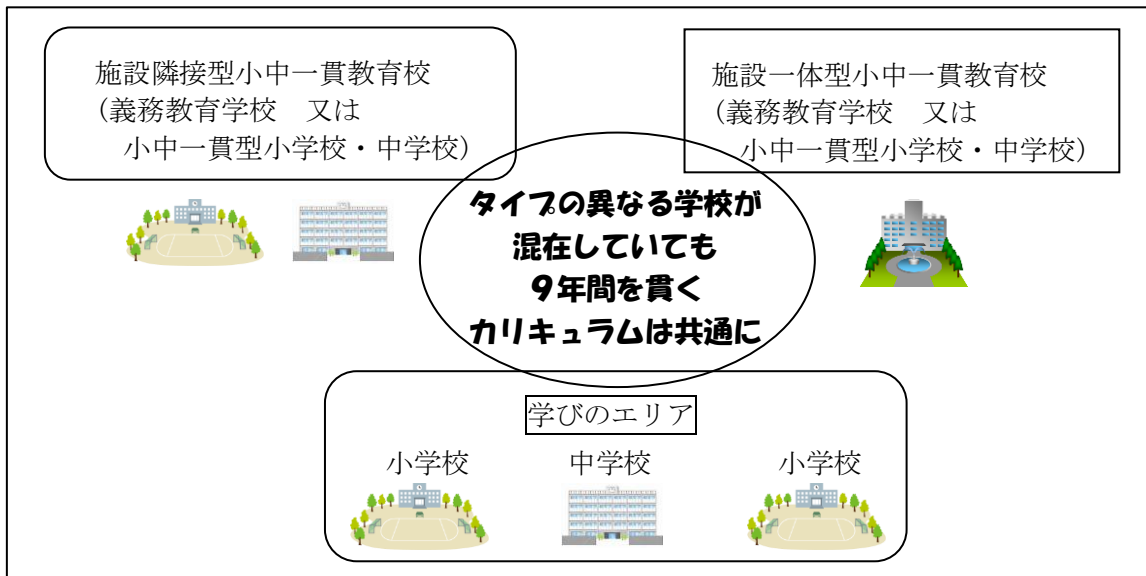
☆ 文部科学省の定義

小中連携教育…小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続をめざす様々な教育

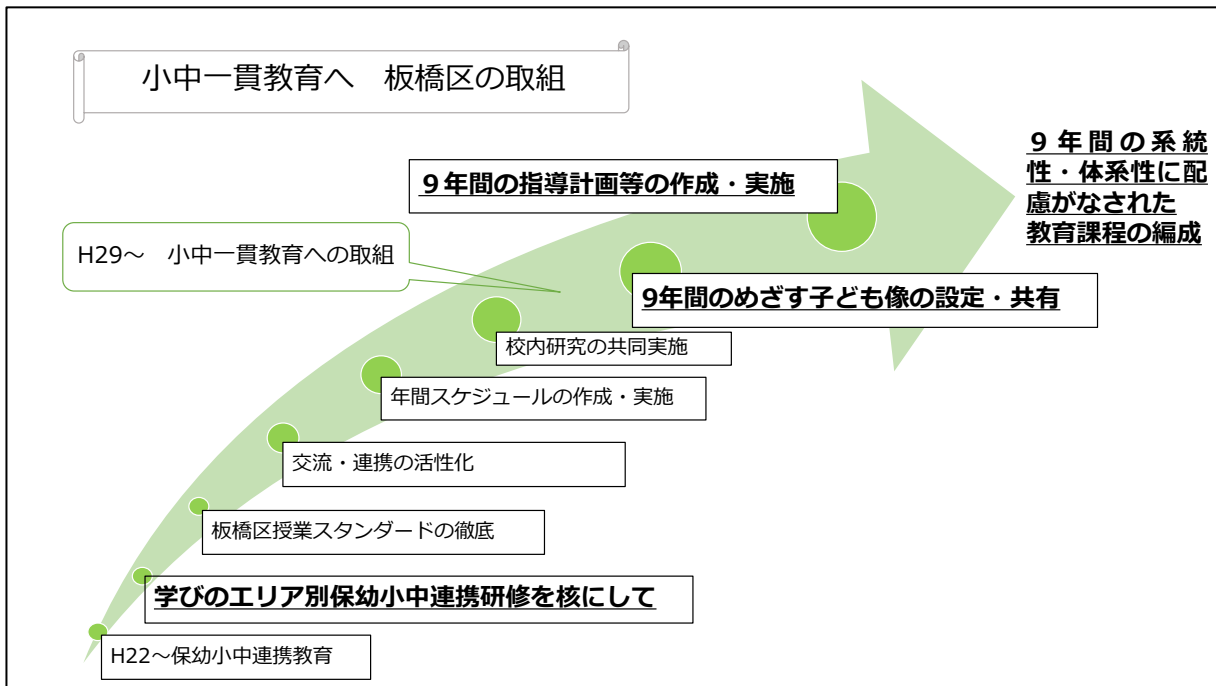
小中一貫教育…小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員がめざす子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育をめざす教育

●学びのエリアを生かした小中一貫教育の推進

板橋区では、今まで進めてきた学びのエリアにおける小中連携教育をさらに発展させながら、板橋区の強みを生かした小中一貫教育を推進していく。



第3章 具体的な取組



●板橋区における小中一貫教育に向けての新たな取組

- ① 「9年間のめざす子ども像の設定・共有」を学びのエリアごとに行う。
- ② 「9年間の系統性・体系性に配慮した指導計画等」として、「国語」、「算数・数学」、「英語」、「キャリア教育」の指導計画及び教材等を作成し、板橋区立の全小・中学校において使用していく。

第4章 板橋区における小中一貫教育を推進するために

●小中一貫教育推進のための役割分担

①学校	学びのエリアでの検討結果を踏まえた計画的な取組の実施、教職員の授業力や生活指導力の向上、保護者や地域への説明
②学びのエリア	小中一貫教育に関わる組織体制の整備、年間スケジュールの作成、義務教育9年間を見通しためざす子ども像の設定・共有、各学校の教育目標を達成するための基本方針についての検討、9年間の系統性・体系性に配慮した指導計画等についてエリア内で共通に実施すべき内容の検討
③教育委員会	各校・各エリアの取組状況の把握、課題の検討、取組の評価、全区展開のための推進体制の整備、指導計画等の全小・中学校への周知、保幼小中連携研修の進め方の再検討、広報やホームページ等による情報発信
④地域	P T Aや町会・自治会などの理解・協力、板橋区コミュニティ・スクールへの参画

●小中一貫教育とコミュニティ・スクール委員会

学びのエリアにおける9年間のめざす子ども像の統一により、コミュニティ・スクール委員会（学校運営協議会）においては、保護者や地域を含めて、小中一貫教育を踏まえた学校運営の基本方針を共有していくこととなる。

●学校施設整備計画との整合性

今後、板橋区において小中一貫教育校としての施設整備を行うタイミングがあるとなれば、学校の建替時期を捉えて整備するのが基本ではあるが、全ての学校を施設一体型として建設することは非現実的である。従って、板橋区においては、施設隣接型もしくは施設分離型の小中一貫教育を核として、学びのエリアを基軸としながら推進していく。

また、全国的に見ると小中一貫教育の実施校においては、現在の6-3制に捉われずに学年段階の区切りを柔軟に設定する取組を実施している学校も多い。よって、例えば4-3-2や4-5、5-4などの区切りを採用することにより、小学5年生や小学6年生が中学校の校舎に通い、中学生と共に生活するような形態も考えられる。

●今後の主なスケジュール

H29年度	「国語」、「算数・数学」、「英語」、「キャリア教育」の指導計画等が完成 → 各小・中学校に配付（一部の資料は全教員に配付） 説明会の開催
H30年度	指導計画等について全小・中学校への周知を図る。 → 各小・中学校において活用
H31年度	めざす子ども像の統一・共有に向けて学びのエリアにおいて協議
H32年度	新学習指導要領の小学校全面実施に併せ、 学びのエリアにおいてめざす子ども像を統一・共有 全小・中学校（73校）で板橋区コミュニティ・スクールを導入